

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する注意喚起について(2月13日(木) 0:00時点)

下地島空港においては、法務省、厚生労働省等の関係機関及び空港内事業者と連携し対応に努めてまいります。下地島空港へお越しになるお客様につきましては以下内容をご確認いただき、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【日本国出入国在留管理庁からのお知らせ】

下記の者については、2020年2月13日午前0時から、当面の間、特別な事情がない限り、日本に入国することができません。

- 日本到着時前14日以内に中華人民共和国湖北省または浙江省における滞在歴がある外国人
- 中華人民共和国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人

【中国(香港・マカオ含む)から帰国・入国される皆さまへ】

- 過去14日以内に湖北省または浙江省の滞在歴がある方は、検疫官へお申し出ください。
- 入国時に咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服用している場合は、検疫官にお申し出ください。
- 入国後においても、湖北省または浙江省に渡航歴・滞在歴がある方で上記の症状があり、医療機関を受診する場合は、事前に湖北省、浙江省に滞在していたことを電話連絡してマスク着用の上受診し、医師の診断を受けてください。その際には、健康カードを示し、渡航歴を伝えてください(機内で配られた健康カードもご参照ください。)

【空港内における感染症予防について】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、空港内スタッフへのマスク着用を奨励しております。
- 利用者の皆様におかれても、感染拡大防止のため、手洗い、マスクの着用、咳エチケットを積極的に行っていただくよう、お願い申し上げます。

詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議(首相官邸ホームページ)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/

新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～(首相官邸ホームページ)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

また、日本政府観光局(JNTO)では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日、24時間、多言語で対応するコールセンター「Japan Visitor Hotline」を開設しており、新型コロナウイルス関連のお問い合わせにも対応しています。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html

[「Japan Visitor Hotline」\(PDF:565kB\)](#)